

いつもお世話になります。この時期は一年で最も花の数が多い季節。そのほとんどが短い期間で散りゆく中、「昼顔」だけは長い間ひっそりと咲き続けます。昼間に咲き、夕方にしぼむを繰り返しながら咲き長らえる昼顔は、どんなに美しくても雑草の扱いです。今、凛としたこの誇り高き雑草に勇気をもらいたいものです。

## トレンドを斬る!

エルメス、シャネルにルイ・ヴィトン! 今も昔も女性たちを惹きつける高級バッグは、憧れであり一種のステータスです。

選び抜いた高額バッグを手に入れたときの喜びはひとしおですが、手頃な値段で多くの種類のバッグを楽しめるレンタルサービスが人気を博しています。気軽に楽しめる会員制システムは、流行に敏感な女心を満足させてくれるだけでなく、タンスに眠るゴミを減らすというエコロジーな一面もあります。今の時代を的確にとらえたビジネスですね。



## 365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」!

### 今月の商売のヒント: 【頑張る社長と真剣な経営者のその違い】

「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるでもない。唯一生き残るのは、変化できる者である」。自然科学者ダーウィンが『種の起源』で書いたとされるこの一節は、経営者セミナーなどでよく引用される“ビジネス指南”です。生き残るためには変化が必要であり、ビジネスにおいても同様である!と。言葉面だけを追えば、非常に的を射た商売のヒントに思えますが、一体何をどう変化させれば良いのか。そこを理解できないのが「頑張る社長」です。頑張る社長の口癖は、もちろん「頑張ります」。会社が順調でも瀬戸際でも、とにかく頑張ります。ところが残念なことに、頑張れば何とかできるという発想は、個人の領域でのお話です。商売は自己満足では成立しません。商売を取り巻く環境が激変しているにもかかわらず今までのやり方に固執したり、極端なコスト削減を社員に強いて、「会社のために一緒に頑張ろう」と社員のモチベーションの向上に躍起になりながら、最後は「私は社長として頑張っている」と豪語します。頑張る社長にとっての「変化」とは、“自分以外”が変わることなのでしょう。しかしそろそろ気づくときです。もしコスト削減を実施するなら、「極端」ではなく「徹底」する。無駄を的確に見極め、必要なものだけで最大限の効果を追求することを「変化」と言います。生き残るために変化が必要なら、まず変えるべきは社長の意識なのです。経済より経営ありき。意思決定こそ社長の最大の責務だと理解すれば、頑張るのではなく真剣にならざるを得ません。真剣とは本物の刀も意味します。本物の刀を喉元に突きつけられて決断を迫られているまさにその時、「頑張れば何とかできる」と思うのでしょうか。



白亜紀まで繁栄していた恐竜をはじめとする生物種の70%が、約6500万年前に突如として絶滅しました。地球に衝突した巨大隕石による劇的な気候変動が原因だとする仮説の真偽はともかく、そこで生き残った生物種だけが進化を遂げました。だからまずは絶対に生き残る事です。「頑張る社長」から「真剣な経営者」へと意識変化を今すぐに遂げて下さい。突如として絶滅する危機に遭わないためにも。



# 今月のあなたの運勢

鑑定：妙慎

A型

B型

O型

AB型

「あなたの欲しい物」の絵をゴールドの額に入れてオフィスの壁に飾ると、願望達成運がとっても高まります。

成果を得るには積極性と緻密さが必要です。手抜きやちょっとした横着は、不運の元ですからご注意くださいね。

交際運が活発な時です。セミナーなど人の集まりにはできる限り参加し、新しい人脈作りを心がけましょう！

努力の割に成果が出にくい運勢です。こんな時は、焦らず一步一步確実にこなし、好機の到来に備えて下さい。

痛快!

画：村田かなこ

## えだまめ君

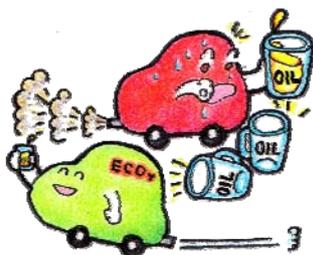


## 知っところ! 「税務のマメ知識」

### 【エコへの取り組みは、税金もお得です!】

世界各地で発生する異常気象など、いまや世界レベルで環境問題に取り組まなくてはならない時代となりました。そのため各国では、エコライフに対してメリットのある政策が次々と増えてきました。

日本では、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までの 3 年間は「自動車重量税」と「自動車取得税」について、ハイブリッド車などの「排ガス性能」や「燃費性能」に優れた自動車の取得、継続保有にかかる負担を免除・軽減されるようになりました。



通常の場合、普通車であれば「自動車重量税」は、0.5 トン当たり年間で 6300 円が課税されます。

仮に 200 万円の新車を購入した場合、それが 1.5 トンで 3 年車検の普通車なら 56700 円の重量税が必要となります。また、同時に購入価格の 5% が「自動車取得税」として課税されますので、さらに 10 万円の自動車取得税が必要でした。

しかし平成 21 年度の税改正で、ハイブリッド車の場合ですとこの 2 つの税金が免除されることとなります。その結果、これを前述の例に当てはめると、なんと 16 万円弱の税金が免除となります。

「そろそろ車の買い替えを・・・」とお考えの方には「エコカーでエコライフ」というのも検討の余地が大いにありそうですね。

サラリーマン妻  
川柳

「運動会  
と  
同僚  
なれた  
もの」  
と  
ずか  
か

学校の  
行事の  
時だけ  
ある  
弁当

税理士法人早川・平会計

〒101-0048

東京都千代田区神田司町 2-10 安和ビル 2F

電話：03-3254-2171 F A X：03-3254-2174

http://www.ht-tax.com

mail：y.taira@ht-tax.com